

令和4年生駒市農業委員会第6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和4年6月13日(月)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊
傍聴者 0 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 農地法施行規則第53条第14号による届出について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 令和4年度経営所得安定対策現地確認日程(農林課)
- 病虫害発生予察注意報に関する情報提供について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員、8番 山田 委員、9番 染岡 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、たけまる号西池バス停より北西へ約200mのところに位置する大門町地内の農地2筆

申請理由について

本申請について、譲渡人は、先代より引き継いだものの住所地も遠く、77歳と高齢であり維持管理もままならない状態だった。

また譲受人は、本農地の近隣に住所を有しており、今回の売買の話があった。譲受ける農地については、トマト・胡瓜等の夏野菜を作付けされる予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.3～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、鹿ノ台小学校の西約500mのところに位置する鹿畑町地内の農地2筆

申請理由について

譲渡人は、多くの農地を持つ一方、高齢となりつつも本農地の耕作をし、維持管理に努め

てきた。

また譲受人は、本農地に住居が隣接しており、所有する農地も隣接している。高低差はあるものの、一体的に所有するという条件が整った農地となる。耕作についても、本人・母・妻の3人で、耕作維持の心配はない模様であり、この圃場では玉ねぎや大根等を作付ける予定である。

なお今回の農地については、相続税納税猶予が設定されていたが、譲渡人は、奈良税務署にて手続し、令和4年5月31日付けにて納税猶予期限が確定している。

要件について

耕作に必要な農機具等については農地取得後耕運機を購入する予定であり、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地がご家族で18.3アールあり、今回の農地取得により37.7アールとなるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1～2)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 事務局から説明があった通り、譲渡人が高齢なことと、自宅から遠く離れているということもあり、土地の維持管理が困難ということで、今回譲渡に至ったという経緯がある。
 - 議長 議案第1号(No.3～4)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 事務局から説明があったように、譲受人は農地が自宅のすぐ近くであり耕作し易いので問題ないと思われる。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

- 主査 [報告読み上げ]

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、このような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～5については、相続により賃借権を取得した農地が届出されたものであり、No.6～7については相続により所有権を取得した農地が届出されたものである。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第3号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

農地法第5条の許可申請承認では、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要だが、同じ農地法第5条1項8号の中で、農林水産省が農地法施行規則第53条で定める事業については例外とする旨の規定を設けている。

第53条の第14号で、認定電気事業者が有線電気通信のための線路、空中線、支柱、中継施設、道路、敷地等を利用する目的の転用を定めており、許可が必要ではないということになる。具体的には事業者が県と協議し、転用事業を進めることになる。以前は事業者が県に直接協議を申し入れる形を採っていたが、令和2年度以降は市の農業委員会事務局で受け付け、書類点検をした上で県に提出する形となった。

No.1については地図番号(3)で、北倭土地改良区の南南東に約400mのところにある高山町地内の農地の農地1筆の一部である。

携帯電話エリアサービスのための通信設備設置ということで事業者から永久転用の届出があったものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については昨年資材置場としての転用手続きがあり雑種地として利用してきた土地、No.2については隣接農地が転用により資材置場として利用されるようになり、へた地として残存していた土地である。No.3については10年以上前から、公衆用道路として利用してきた土地である。

報告第5号「農地転用許可について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものおよび、許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 今回の情報交換では、1地区2件、2地区1件の貸付希望農地の紹介をする。遊休農地の意向調査を行い、その回答に記載のあったもののうち、まとまった広さを持つものを紹介している。中地区、南地区の方でも北地区の農地の借受を希望することも考えられるため、紹介している。

この地区の農地について希望者が出たら、希望者を案内してもらうこともあるため、この地区に該当する委員のみなさんはできたら次回の情報交換までに2人または3人で現地調査を行い、どの作付けに向いているか、水利、駐車スペースの有無、機械を使うことができるかなど調べていただき、次回の情報交換で情報を教えていただけると助かる。

今回は、貸付希望農地の紹介と共に、借り受け希望者についても紹介したいと思う。

また、今回はファイルを渡しているが、農地や借受希望者を紹介するごとに、このファイルに資料をストックしていくようにしてもらいたいため、必ず持参してもらいますようお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 今回説明の中で1地区の委員さんには資料を後で渡すということだが、全員に配ってほしい。見に行くときにどんな着眼点で見るとかなど情報を共有できているほうがいいと思う。

○主査 みなさんの目線で何かあればご指摘、追加をしていただきたい。接道のことや、出荷などを考えるときの駐車スペースや水利、田を優先するなどの条件、水はけの状態、どのような作物に適しているか、日照、ハウスの可否、余白にヒアリングされたことなどを書き加えていただき、情報を教えていただきたい。

○委員 所有者が積極的に対応していない土地ということは、圃場自体の進入路などがかなり荒れている場合が多い。その場合、借手があって借手にアピールするために、農業委員や推進委員で草刈をしたり、進入路を綺麗にすることなどは可能なのか。

○主査 進入路を作ったり、草刈をして綺麗にすることなどは今のところは考えていない。

○委員 利用状況調査でまとめて上がってきたものなので、次回までに1地区の委員さんに行ってもらい、現状を把握してそれを本人に回答した方がいいのではないかと。意向を吸収だけしていると、前と同じようになると思う。委員会の方でその意向を受け止めているという返しも必要ではないかと思う。返して本人が改善していくのがいいのではないかと。

○議長 意向調査を出せばすぐに借りてもらえるように思っている可能性がある。もう一度所有者に調査した結果を連絡したほうがいいのではないかと。

○委員 今回該当している土地は北地区の中部から北あたりだと思うが、ここに載せている基準は面積だけなのか。立地条件などあれば教えてほしい。

- 主査 貸出をしたいという農地を見ていると100㎡に満たないような農地が多い。それらを除いたものを今回載せた。
- 委員 ほとんどが不在者だと思うが、話すにしても遠隔地だと難しいのではないかと思う。
- 主査 意向調査で所有者の名前と住所と電話番号はわかっているので、電話や郵送でのやりとりをすることになると思う。
- 委員 その地域を担当している推進委員さんの連絡から始まるのか。
- 主査 最初のやり取りについては事務局がやることになると思う。実際に現地の状況を調べたりするのは委員さんや推進員さんをお願いすることになる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 補佐 令和4年度経営所得安定対策現地確認日程(農林課)について説明
この日程表で都合が悪い場合は、農林課で再度調整させていただく。
- 補佐 病虫害発生予察注意報に関する情報提供について説明
- 補佐 秘密保持義務について説明
委員各位は、農業委員会法により、秘密保持義務がある。農業委員会が個人情報や市民等とやり取りした内容等を第三者の方にお話しされると秘密保持義務違反になる恐れがあり、最悪、市民等から訴えられることもあるため、ご注意を願いたい。なお、農業委員・推進委員を退任した後も同じですので、よろしく願いたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
定例会 令和4年7月12日(火)午後2時 401・402 会議室
現地調査 令和4年7月5日(火)
7月4日(月)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後3時25分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 中谷 佳津代

議席番号 8番 山田 義美

議席番号 9番 染岡 政明
